

## 特集にあたって -- 強いられた早熟 (特集 児童労働撤廃 -- その到達点と残る課題)

著者	中村 まり, 山形 辰史
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	208
ページ	2-3
発行年	2013-01
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00045718">http://doi.org/10.20561/00045718</a>



©ACE

# 特集にあたって

## —強いられた早熟—

中村まり・山形辰史

### ●強いられた早熟

開発途上国では、一〇代前半とおぼしき、働く子どもたちを目にすることが多い。彼らは一定の仕事を担当している。その責任感と自信が表情に表れていたりする。その時の彼らは一丁前の売手や職工である。

一方、部外者の目に触れない環境で労働を強いられる子どもたちもいる。彼らは親から引き離され、他国に送られる者もいる。そこでは子どもの人権が侵されている。いずれの場合でも、彼らは若いうちから一人前であることを求められる。前者の場合は誇りを持って、後者の場合は自分の身を守るために。

一〇代の子どもは勉強をするもの、という認識を持った我々の目には、彼らの早熟が、強いられた、やむにやまれぬ痛々しい選択、と

映る。少なくとも彼らに対して教育の機会は用意されるべきである。その機会を活用するかどうかは彼ら次第だとしても。

### ●児童労働の禁止

このような観点から、国際労働機関（ILO）は、教育や健康に支障をきたす労働を一〇代前半の子どもに対して禁止し（ILO条約第一三八号）、一〇代後半の子どもにも、望ましくない労働（「最悪の形態の労働」と呼ばれる。具体的には、債務奴隷、子ども兵士、性的搾取、麻薬取引等の不正活動等）を禁止している（同第一八二号）。これらの条約を批准した国々は、条約に基づいて児童労働を禁止する責任を負う。

### ●児童労働撤廃の成果

これらILO条約を根拠とし

て、ILOを初めとする国際機関、開発途上国・先進国政府、NGO、教育機関等が児童労働撤廃に向けて努力している（本特集の堀内、入柿論文を参照）。

ILOの統計（ILO [2010]）によれば、二〇〇八年において、世界で児童労働に従事している子どもの数は二億一五〇〇万人であった。二〇〇四年には二億二〇〇〇万人だったので、およそ七〇〇万人が減少したことになる。この数は二〇〇四年の総数の約三％に相当するが、二〇〇〇年から二〇〇四年にかけては、児童労働が約一〇％減少したことから考えると、減少の速度が緩慢になっていくことが窺える。

性別でみると、二〇〇八年に見る児童労働に従事していた子どものうち、男子が五八％、女子が四二％であった。二〇〇四年からの四年

間で、児童労働に従事する女子は約一五〇〇万人減少したのに対して、男子は約八〇〇万人増加した（ただし、女子の児童労働には、家事労働や性的搾取といった、調査で把握しにくい児童労働が男子より多く含まれていると考えられることから、これらの数値の解釈には注意が要る）。地域別にはアジア・太平洋地域に全体の半分以上の一億一三〇〇万人がおり、これに次ぐのがサハラ以南アフリカで六五〇〇万人である。

児童労働は世界全体として減少しているものの、一部の分野の児童労働はむしろ増加している。前述の「最悪の形態の児童労働」の大部分を占めるのが、健康上危険な機械・器具・薬品を用いたり、危険な環境下（埃、ガス、煙、気圧・水圧、不自由な姿勢）で作業を行うことを強いる「危険有害労働」である。この危険有害労働に従事する子どものうち、一五〜一七歳の年齢層の子どもの数は、二〇〇四年から二〇〇八年までの四年間に二〇％増えたことが報告されている（ILO-IPEC [2011]）。したがって、特に問題性の高い業種、年齢層、地域の児童労働を撤廃する努力が必要である。

## ●新しい取り組み

### —周囲を変える

世界の児童労働をさらに減らしていくために、近年、新しいアプローチが採用されている。従来、児童労働撤廃のために、働く子ども自身やその雇用主に対して働きかけることが中心だったのに対して、新しいアプローチは、それに加えて、子どもや雇用主を取り巻く地域住民や、生産物の発注元といった、広い範囲の関係者にも責任の分担や協力を求めているようにすることに特徴がある。

近年国際分業が深化し、ひとつの製品の様々な生産工程が、別々の国でなされる現象（これをフラグメンテーションと呼ぶ）が観察されている。私たちが日々消費している商品の生産工程の一部を開発途上国企業が担い、その生産現場で児童労働が用いられる、というところも有り得ることである。仮にこの商品の販売や最終組立工程等を先進国の大企業が担っている場合、調達先の途上国企業での児童労働の不使用を確認することを、この先進国企業の社会的責任（CSR）として求める動きが広まっている。先進国・途上国の市民団体が生産現場を監視し、仮に

生産工程の一部で児童労働が用いられていることが分かったら、それが市民団体やメディアによって公表され、当該先進国企業のイメージダウンにつながるという、事実上のペナルティが課されている。それを恐れる先進国企業は、

自社製品の全ての生産工程に児童労働が用いられないよう努力する誘因が発生することになる（本特集の北澤、中村の論文を参照）。

地域住民も、子どもの周囲にいる人々として重要な役割を果たしている。地域の子どもの多くが児童労働に従事していると、児童労働に対する問題意識が醸成されにくくなるのであるが、学校を中心とする地域全体で、子どもに教育の機会を与えることの意義を確認することで、地域社会の認識が変化する。また子どもたち自身に、子どもの人権、なかでも教育を受ける権利の意識を植え付けることで、友達や児童労働に従事するのを諫める、という効果も生まれている。さらには、地域全体の開発を促し、子どもが働かなくとも、家族に十分な収入が得られるような経済環境を整えることも重要である（本特集の、白木、甲斐田論文を参照）。

## ●おわりに

文部省（当時）の『学校基本調査』によれば、統計が利用可能になる一八七三年の日本の子どもの就学率は二八％で、女子就学率は一五％に過ぎない。それが日清戦争の始まる一八九四年には六二％（女子は四四％）となり、日露戦争の始まる一九〇四年には九四％（女子は九一％）にまで上昇している。日本の児童労働撤廃は、法制制や人権意識の醸成の効果もさることながら、教育の普及と共に実現した（本特集の藤野論文を参照）。

ムに組み入れることが容易になった。必要以上に早く大人びた子どもたちが、より健やかで伸びやかな子ども期を過ごすことができるよう、世界の大人がさらに努力することが求められている。

（なかむら まり／アジア経済研究所 貧困削減・社会開発研究グループ、やまがた たつふみ／アジア経済研究所 国際交流・研修室）

### 《参考文献》

- International Labour Organization (ILO) 2010. *Accelerating Action against Child Labour. Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*. Geneva: ILO
- International Labour Organization, *International Programme on the Elimination of Child Labour (ILO-IPEC) 2011. Children in Hazardous Work*. Geneva: ILO.

当時の日本での、法律や教育の普及を中心とした児童労働削減と比較し、現在の国際環境には、いくつもの新しい手段が補強されている。国際分業の深化は、児童労働と先進国消費者の消費との結びつきを複雑化させたものの、消費者・生産者の倫理観の覚醒・醸成と、情報通信手段の発達によって、従来不可能であった、生産物の原料調達先における児童労働不使用の監視や保証が可能となつている。地域開発が（紛争国を除き）開発途上国全土に行き渡った結果、地域開発の一環として、児童労働撤廃を開発プログラム